新生児聴覚検査費の助成について

多可町では町内に生まれた赤ちゃんに、新生児聴覚検査費用の助成を実施しています。 検査は、出産された医療機関等で受けることができます。(-部、実施していない医療機関もあります)

【どんな検査?】

この検査は、赤ちゃんの聞こえに異常がないかどうかをみるためのものです。生まれつき耳の聞こえに 異常がある赤ちゃんは1000人に1~2人と言われていますが、気づかれにくいため、この検査が とても重要です。

万が一、耳の聞こえに異常が見つかった場合であっても、早期に適切な対応を開始することでことばの 発達やコミュニケーションの形成に大きな効果があると言われています。

【助成内容】

助 成 額 全額(上限なし)

【対象者】

生後6か月未満の赤ちゃん(検査実施日において、保護者の住所が多可町にあること)



【助成券の使い方】

- ☆ 新生児聴覚検査にかかる費用について助成します。
 - (助成券が利用できない医療機関もあります) *その際は、償還払いにて対応します(下記参照)
- ☆ この助成券は、今回の出産に限り有効です。
- ☆ 新生児聴覚検査以外使用できません。(健康保険を適用して実施された検査、薬代等は対象外です)
- ☆ 助成券を紛失されても再発行はいたしません。

【注意事項など】

★償還払い(払い戻し)申請について

兵庫県内の委託契約外の医療機関、県外(日本国内)で受診、または助成券を使用せずに受診した 場合に行います。

下記①~④を持参のうえ、健康課(アスパル)までお越しください。

- ① 未使用の助成券
- ② 領収書(原本) ※ 診療明細書があればご持参ください
- ③ 印鑑
- ④ 振込先のわかる通帳等(受診者本人の口座、ゆうちょの場合は通帳のコピーをいただきます。)
- ⑤ 母子健康手帳

★町外へ転出された場合

この助成券は使用できませんので、健康課まで返却してください。

転出先での助成については、直接、転出先の市町村にお問い合わせください。